

令和7年度 保育所・認定こども園の入所申込について

越前町子ども未来課 : 0778-34-8725

●申込対象者

令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日 に保育所・認定こども園の利用を希望する方

※下記に該当する方も受付期間内に役場子ども未来課にてお手続きをおこなってください。

- ・令和7年度内に就職、出産または転入を予定するなど、年度途中から利用を希望する方
- ・申込時点で出産前の胎児を対象児童として令和7年度中の利用申込を希望する方
- ・転園を希望する方
- ・町内に住所を有する方で、他市町の保育所等の利用(広域入所)を希望する方
- ・現在、他市町の保育所等を利用している方(広域入所は単年度契約)

●申込書類の配付・提出について

〈配付〉

期 間 令和6年10月1日(火)~令和6年10月25日(金)

配布場所 子ども未来課、宮崎・越前・織田住民サービス室

〈提出〉

期 間 令和6年10月7日(月)~令和6年10月25日(金)

提出先 子ども未来課

※平日8:30~17:15受付(土日祝日、時間外は受付していません。)

※遠方にお住まい等の理由で直接来庁が難しい場合は子ども未来課にご相談ください。

●町内保育所・認定こども園一覧

地区名	区分	施設名	電話番号	所在地	定員
朝日	公保育所	朝日西保育所	34-5602	越前町上糸生 80-8	60
	公保育所	朝日南保育所	34-1614	越前町佐々生 33-3-1	45
	公保育所	あさひ保育所	34-0081	越前町気比庄 57-206	180
	私こども園	認定こども園あさがお保育園	34-1110	越前町内郡 4-13-2	70
宮崎	公保育所	※1 宮崎中央保育所	32-2067	越前町江波 67-14	100
	私保育所	※2 陶の谷保育園(予定)	32-3014	越前町寺 13-1-1	30
越前	私こども園	幼保連携型認定こども園 西徳寺保育園	37-1354	越前町厨 13-37	45
	私こども園	四ヶ浦こども園	37-0305	越前町梅浦 60-15-3	65
織田	私こども園	※2 織田こども園(予定)	36-0160	越前町織田 109-56	55
	私こども園	はぎのこども園	36-0396	越前町細野 73	65
	私こども園	認定こども園たいら保育園	36-0251	越前町下河原 5-7	51

※1 小曾原保育所は、令和7年度より宮崎中央保育所へ統合します。

※2 令和6年度まで公立保育所として運営してきました陶の谷保育所と織田保育所は、令和7年度より私立陶の谷保育園、私立織田こども園への民営化を予定しています。

●申込に必要な書類について

下記の書類①～④は、前記の配布期間中に各窓口でお渡しします。

＜共通＞

①教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書

②保育の必要性を証明する書類(下表「●保育の必要性」参照)

※保育の利用を希望する方は、支給認定(2号・3号)や保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の確認に必要となるため、必ずご提出ください。1号認定(幼児教育)を希望する方は提出不要です。

※保護者(父母)と65歳未満の同居の祖父母全員の証明書類が必要です。(世帯分離をしても同じ建物内に居住する場合は同居とみなします。)

＜該当者のみ＞

③広域保育希望利用申請書

※他市町の保育所等の利用を希望する方のみ提出が必要です。

④マイナンバー(個人番号)が確認できるもの

※令和6年1月1日時点の父母の住所地が町外にある方のみ提示が必要です。

【確認書類】

・マイナンバー(個人番号通知)カード ・マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し

●保育の必要性

2号・3号認定を受けるには、保護者が下表いずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

「保育を必要とする事由」の証明書類として、入所申込時に各必要書類をご提出ください。

保育を必要とする事由		保育必要量(目安)	必要書類	保育の利用可能期間
①	就労(月120時間以上)	保育標準時間	就労証明書	小学校就学前までの保育を必要とする期間
	就労(月48時間～120時間)	保育短時間		
②	妊娠、出産	保育標準時間	申立書、母子手帳の写し(表紙と出産(予定日)日が記入されたページ)	3か月間程度(産前6週～産後8週まで)
③	育児休業	保育短時間	就労証明書等(育児休業の取得がわかるもの)	育児休業明けまで
④	疾病	保育標準時間	申立書、診断書(病名、治療期間、保育できる状況かどうかを明記)	小学校就学前までの保育を必要とする期間
⑤	親族の看護・介護(月120時間以上)	保育標準時間	申立書、看護・介護されている方の診断書(病名、治療期間、介護の必要性等を明記)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険証の写し	
	親族の看護・介護(月48時間～120時間)	保育短時間		
⑥	家庭の災害	保育標準時間	り災証明書	災害復旧が完了すると見込まれるまでの期間
⑦	求職活動(起業準備を含む)	保育短時間	求職活動申立書	最長3か月間
⑧	就学・職業訓練(月120時間以上)	保育標準時間	在学証明書等(就学時間及び期間がわかるもの)	大学等や職業訓練校で就学する期間
	就学・職業訓練(月48時間～120時間)	保育短時間		
⑨	虐待・DVのおそれがあること	保育標準時間	申立書	小学校就学前までの保育を必要とする期間
⑩	その他上記に類する状態として町が認める場合	事由により異なる	申立書	必要な期間

●支給認定区分、教育・保育必要量

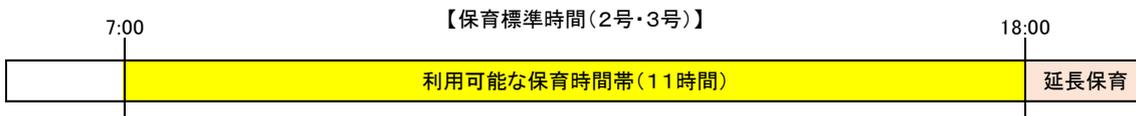
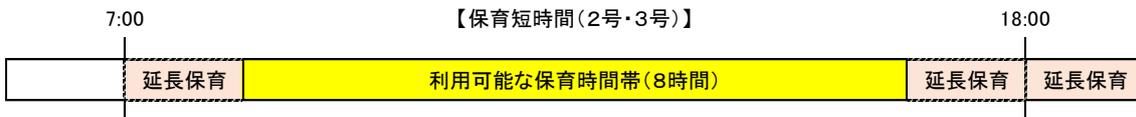
支給認定区分は、年齢や保育の必要性の有無によって異なります。

また、教育・保育必要量のうち保育必要量(2号・3号)は、保護者の保育の必要性の事由によって異なります。

教育・保育必要量ごとの施設を利用できる時間帯は下表のとおりとなっています。

支給認定区分	保育の必要性	対象	教育・保育必要量		利用施設
1号認定	無	満3歳以上の児童	教育標準時間		認定こども園
2号認定	有	満3歳以上の児童	保育短時間	保育標準時間	保育所・認定こども園
3号認定	有	3歳未満の児童	保育短時間	保育標準時間	保育所・認定こども園

保育を利用できる時間について



●申込書類受付後の流れについて

11月～12月 書類審査



12月～1月 入所調整

※申し込んだ保育所等の申込数が入所定員を著しく超えた場合、面接を予定しています



2月上旬頃 入所結果通知

※広域入所を希望する場合、結果の通知は3月頃になります



4月上旬頃 入所式

●利用者負担額(保育料)・副食費

保育料は0～2歳児クラスのお子さんにかかる施設利用料です。

満3歳になった日以降の最初の4月1日から小学校就学前までの3年間は保育料が無料になります。

副食費は3～5歳児クラスのお子さんにかかる給食費です。0～2歳児の副食費は保育料に含まれます。

算定方法

保育料・副食費は、父母の町民税所得割課税額をもとに毎年算定しています。

4月から8月分は前々年の収入に基づく町民税所得割課税額、9月から翌年3月分は前年の収入に基づく町民税所得割課税額を基準としています。

ただし、ひとり親世帯で同居の祖父母が家計の主宰者である場合には、祖父母を算定対象者として含めることがあります。

保育料の軽減措置

- ・第2子以降の保育料は全員無料になります。(所得制限なし)
- ・ひとり親世帯および障がいのある方がいる世帯のうち町民税所得割課税額が77,101円未満世帯である場合、第1子の保育料の上限を9,000円としています。

副食費の軽減措置

- ・第3子以降の副食費は全員無料になります。(所得制限なし)
- ・町民税所得割課税額が57,700円未満(ひとり親、障がい者の方がいる世帯および1号認定の児童の場合は、77,101円未満)世帯のお子さんの副食費は無料になります。

階層区分	定義	3歳未満児保育料(月額)	
		標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		上記外の世帯	0円
3	町民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	7,000円
		上記外の世帯	14,000円
4-1	町民税所得割課税額 57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000円
		上記外の世帯	21,000円
4-2	町民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円
		上記外の世帯	21,000円
4-3	町民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	21,000円	20,600円
5	町民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	29,000円	28,500円
6	町民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	40,000円	39,300円
7	町民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	45,000円	44,200円
8	町民税所得割課税額 397,000円以上	45,000円	44,200円